

開 議

○町田義昭議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、中井 晃健康課長、青木邦彦監査委員事務局長が欠席のため、田村 明健康課補佐、鹿間忠二監査委員事務局補佐が出席しておりますが、鹿間忠二監査委員事務局補佐については午前中のみの出席となりますので、ご報告いたします。

初めに、市長から4日と昨日の本会議での発言を訂正したい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

12月4日並びに7日開会の本会議におきまして、蒲生吉夫議員からの新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に関する質問に対し行いました答弁について、おわびして訂正させていただきたいと存じます。

新型インフルエンザワクチン接種による健康被害が出た場合の救済措置についてのご質問でございましたが、その時点では特措法の法案成立が確認できてなかったため、私も健康課補佐も特措法法案が廃案になった場合の対応についてお答え申し上げたところでございました。

会議終了後、経過と詳細を調査したところ、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法は、11月30日に可決成立したことが確認されました。したがって、予防接種法、国家賠償法ではなく、この特

措法に基づき、副作用が起きた場合の給付金の支給、副作用被害等に関する企業への国の損失補償が実施されることとなります。情報収集が不十分だったことをおわび申し上げ、訂正させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○町田義昭議長 本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○町田義昭議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

藤原民夫議員の質問

○町田義昭議長 順位6番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、通告しております3点について、市長、教育長並びに文化生涯学習課長に質問をいたすものであります。

その第1点は、地域活性化策の一助として、資源ごみの売却益を持ち家住宅のリフォーム資金として活用していくために、市民の皆さんに還元しながら暮らしをサポートしていく事業を創設するという点について、市長の答弁を求めるものであります。

今、年末を控えて、政府がデフレを宣言する事態の中で、中小業者の経営状況は一向に好転せず、一層の苦難が厳しく襲いかかっております。中には「昨年秋から売り上げが8ないし9割が減少したままだ」とか、「厳しい取り立て

+

に自殺まで考えた」、こういう厳しい声が周りでささやかれておると、そういう中で業者の経営の存続がかかった年末、年度末を迎えるというふうな実態もあるようであります。

各地で中小業者の苦難が広がっている中で、5月6日付の山形新聞紙上に、南陽市で元気が出るまちづくり交付金制度を創設して、資源ごみ売却益の一部を市民に還元する形の「南陽市まちづくり交付金制度」を創設したという記事を読みました。

事業の内容は、市民が集積場に出したアルミやスチールなどの資源ごみが委託先を通じてリサイクル業者に売却される。それによる収益をこれまで基金として積み立ててきたが、これを市民と行政の協働のまちづくり事業に生かすということで、具体的には各地区で「元気が出るまちづくり協議会」をつくって地区長会や衛生組合、防犯協会、子供育成会などの団体が集まって交付金の使い道を決めて自主的な地域づくりを後押しすると、こういう制度ということになります。

また、この制度は、資源ごみ売却益の一部を市民に還元する形で、本年度の総額は500万円、それを各地区に配分し、食糧費や人件費を除いた経費を環境美化や地域の特色ある事業に使ってもらうものということになります。

新聞報道では、既存の補助金や助成金と違って、使途は地区民にゆだねられるとあって、いわば財源移譲を伴ったミニ版の地方分権ということで報道しておるようであります。

ただいま紹介した事例は、南陽市が創設した元気が出る交付金制度の事例であります。これとは違った形で各地の自治体に広がる住宅リフォーム助成制度について考えていただきたいと思うのであります。

事業の内容を紹介いたしますと、住宅リフォーム助成制度で、つくり手も頼む方も地域にとっていい制度だというふうに喜ばれ、経済効果

も抜群で全国の自治体に広がりつつあるということでもあります。その住宅リフォーム助成制度というのは、市内に住む方が住宅のリフォームなどを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成するという制度で、そのことで住宅の改善を容易にするとともに、中小零細業者の仕事を起こし、振興を図っていくというものであります。

私が交流している岩手県の友人の話では、電話で聞いたんですが、2月に創設されたばかりの住宅リフォーム制度だということですが、その友人の場合、村の住宅リフォーム助成制度を活用して母屋のリフォームをしたのは2月のことで、母親の介護が必要となって隣の改装が迫られたためだということでありました。工事の相談をしたのは腕の確かな近くの知り合いの大工さんで、そこで知ったのがまちで2月に創設されたばかりの住宅リフォーム助成制度だったということになります。

その制度では、30万円以上のリフォーム工事を行った場合、一律10万円がまちから現金で支給されるということで、40万円かかった母親の部屋の工事費も30万円の負担で済んだということになります。できればに感動した友人は、その後、思い切って台所やすすのたまりやすいストーブの煙突、床、壁などのリフォームも依頼して総額500万円の工事となったということになります。その後、工事をしてくれた社長さんのアドバイスで部屋をバリアフリー化して、県の高齢化に優しい住まいづくりという補助金なども活用したということになります。

「この工事だけで、建具や電気、建材屋さんなど多くの部門と、延べ120人以上の人手がかかった」という社長さんの話。さらにこの社長さんの話では、「10万円のまちからの助成といっても、そこから大きな工事に広がり、制度を活用してどれだけ営業をするか。黙っていは仕事は入ってこない」というふうに強調された

ということであります。

この住宅リフォーム助成制度とは、地域の皆さんが住宅のリフォームなどを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成する制度であります。そのことで住宅の改善を容易にするとともに、中小零細事業者の仕事起こし振興を図るものであります。この助成制度は、既にご案内のように南陽市でも採用しており、持家住宅建設助成金交付要綱には、持ち家住宅の建設促進による住環境の整備、地元関連業界の振興、消費需要の拡大及び景気浮揚を図るため持ち家住宅の建設工事に要する経費に対して予算の範囲内で助成するとしております。

さらに、これには4つの条件がありまして、1つは、交付対象者として持ち家住宅の建設工事を行う者。2つ目は、建設工事において市内建設業者と工事請負契約をする者。3つ目は、平成22年2月末までに持家住宅建設工事完了届を提出することができる者。4つ目は、市税に滞納がない者として、交付対象工事については、助成金の交付対象工事費は持ち家住宅1戸当たり10万円単位で50万円以上、300万円以下とする。ただし、65歳以上の高齢者が世帯にいる場合は400万円以下とする。このような交付要綱をことし3月19日付で定めているのであります。

市長にお尋ねをいたしますが、ただいま住宅リフォーム制度並びに持ち家住宅建設助成金制度について紹介をいたしました。この事業の内容を長井市で研究し、また長井市独自の形のこの助成金制度を採用するというふうなことについて検討するお考えがないものかどうか、市長の答弁を求めるものであります。

質問の第2点は、長井市指定文化財の保護活用と啓蒙活動について、次の3点について、市長、教育長並びに文化生涯学習課長にお尋ねをいたします。

初めに、この10月、米沢市を代表する古刹の1つで、米沢市指定文化財建造物の部第1号と

なっている笹野観音堂が創建1200年を迎えたということで記念の式典が盛大に開催されましたが、天保14年、1794年、この建築に大工棟梁として腕を振るった長井市寺泉の渋谷嘉蔵の偉業をしのびたたえる事業の開催について、市長にお尋ねをいたします。

印刷の芳文社が発行した「芳文」第120号に寄せられた西根史談会の蒲生正男さんの「渋谷嘉蔵の生家と笹野観音堂図面」という文章によりますと、嘉蔵は渋谷家の2代目で、1787年生まれで、15歳のときから平山の布施嘉左エ門について大工仕事を修行した。笹野観音堂の再建が竣工したのは天保14年、嘉蔵57歳のとき、嘉蔵は普請に当たり、一方の棟梁として藩から名字を名乗ることとかみしもの着用を許され、金5両を拝領したと自伝に書き残している。同家には、嘉蔵が設計したと見られる「観音堂側面図」が残されており、市の文化財に指定されている。なお、ほとんど同じ大きさの板に書いた図面や、同人が使用したといわれる道具なども一部残っている。このように書いておるのであります。

なお、この笹野観音堂の1200年記念に当たり、長井市教育委員会の文化生涯学習課補佐で文化担当の職員、岩崎義信さんが、笹野観音堂図面と題してわかりやすく詳しく講演され、特に長井市が指定文化財としている観音堂図面と大工道具の変遷についてわかりやすく丁寧に講演をしております。この講演の記録は、カラー写真つきの立派なパンフレット、これでありましたが、これに掲載されておりまして、私も長井市民の一人として誇りを持ってこれを読ませていただいたものであります。

そこで市長にお尋ねをいたします。長井市を代表する観音堂を江戸中期に長井市寺泉上郷地区出身で天保14年、上杉城下の米沢で名高く歴史のある笹野観音堂再建の大工棟梁として1200年の時を経た現在も評価され、そして近世の寺

+

社建築にその名を残した長井市寺泉の渋谷嘉蔵の偉業について、米沢市では笹野観音創建1200年祭として大きな評価をしておるのでありますが、渋谷嘉蔵の出身地であり、その生家も現在もしっかりと残っている長井市で、嘉蔵の偉業と現在の私たちが学ぶべきものについて、その感想と現在の市民に伝えるべく教訓についてどのようにお考えか、お尋ねをするものであります。

教育長にお尋ねいたします。現在、渋谷家で大切に保存しておられる観音堂の設計図を始め、残っている観音堂図面や大工道具の現形、またそこから感じ取られる大工職人としての意気込みなど、現在の市民に伝える努力を何らかの形で具体的に示す必要があるのではないかと、こう思うのですが、その点についてどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思うのであります。

第2点目として、長井市の文化財の保護研究と継承に関する問題について、教育長並びに文化生涯学習課長にお尋ねをするものであります。

最近、久しく長井市指定の貴重な文化財を一堂に会した「長井市文化財展」という催しが開かれなくなったようであります。開いたのか、私がそれを見逃しているのかわかりませんが、いずれにしても余り聞かない。長井市が指定した文化財は建造物が2点、絵画が10点、彫刻が5点、書籍が6点、典籍が7点、古文書2点、考古資料4点、獅子踊りや念仏踊りなどの技芸が5点、史跡が12点、天然記念物が19点で、合計72点となっていると思いますが、これは昭和58年3月現在でありますから正確ではないと思いますが、その後、追加されて指定された資料があれば教えていただきたいと思ひます。もちろん例規集にあると思ひますが、私が見落としたのであればお許しを願ひたい。

さらに、文化生涯学習課長にお尋ねをいたします。長井市の文化財保護条例は、その目的の

項目の中で国と県指定以外の文化財のうち、市にとって重要なものについて保存及び活用のために必要な措置を講じることを目的とするとし、保存のみでなくその活用についても明確に示しております。

そこで現在、市指定となっている文化財の中には、考古資料の宝庫である西根の考古資料が含まれていないのではないかと、このように思うのですがどうでしょうか、お聞きをいたします。

現在の指定文化財の状況とその活用状況について、また長井市文化財展の開催について、文化財研究会や各地区の文化財愛護団体との話し合いが行われているのかどうか、これもお尋ねをいたしたいと思ひます。

さて、関連することではありますが、最近心配なことが起きました。それは長井市の技芸として指定されている華やかな衣装と踊りで人気のある五十川の獅子踊りが、この前のお祭りの夜、後継者難のためどうしても継続が難しくなると神社の境内に集まった地元の人々の前で解散せざるを得ない苦しい気持ちを披露しており、驚いたのであります。

かつて五十川蒔安神社宮司の嶽本先生が、「五十川蒔安神社獅子舞のこと」と題した文章で、獅子舞はおみこしの先に立って進み、悪魔を払う霊獣であり、また優美で豪壮な舞踊でもある。かかる郷土芸能を技能とともに理論的にも後世に伝承することの重要性を考え、獅子頭の別部啓氏に依頼して五十川獅子舞の1巻を書き上げていただいたとして、その要所要所の獅子振りを解説した文章を芳文社発行の「芳文」という雑誌に寄せたことがありました。

それには、五十川獅子舞が拝殿から出たときの獅子振りや道中振り、お神酒、ご信心、神奥がえしなど、そのタイミングのあり方や獅子舞の練り歩き方など、五十川村民の遠い祖霊をしのぶときのあり方など、丁寧な文章が掲載されておるのであります。貴重な記録として残して

おりますが、その五十川獅子踊りが継承できなくなったという報告がことしの蘆安神社の夏祭りです。踊り手を代表した方が報告していただきました。

五十川の獅子踊りは、勸進代の獅子踊りや平山の獅子踊り、河井獅子踊り、伊佐沢の念仏踊りとともに長井市の指定文化財に登録されている長井市指定文化財であります。技芸としての保存は、踊り手となっている若者の労働条件や家族の事情などで安定的な練習や当日の対策もままならず、保存が困難に直面しているわけです。

文化生涯学習課長にお尋ねいたしますが、市が指定している技芸の団体の活動状況について把握している段階でどのようなものか、また五十川の獅子踊り保存会などとの連絡体制はとれておられるのか、また文化財の調査会の皆さんにそのことが報告されているのか、その辺の事情についてお伺いをいたします。

第3点であります。国の天然記念物である伊佐沢の久保の桜の保護活動についてお尋ねをいたします。

その1つは、樹勢の更生保護活動の現状について、文化生涯学習課長にお尋ねをいたします。

伊佐沢の久保の桜は、ことしも見事な花を咲かせて観光客を大いに喜ばせてくれたのであります。これには市の観光行政はもとより、地元の献身的な努力が実を結んだ結果だと、そのご労苦に心から感謝を申し上げたいと思います。

市議会の産業・建設常任委員会では、ことし7月6日、岐阜県本巣市にある国の指定天然記念物である根尾谷の薄墨桜、全国的に有名であります。この薄墨桜に研修にあって桜の更生保護について研修をしてまいりました。薄墨桜は、千数百年にわたって生きてきたということですが、大正初期の大雪で太さ約4メートルの枝が折れて本幹に亀裂が生じたため、地元ではいろいろと保護に努めてきましたが、昭和

23年ごろにはついに枯死すると思われる状態になったということでもあります。

そこで、薄墨桜顕彰保存会というものがつくられ、当時老木の起死回生の名手として知られていたという岐阜市の医師に回生保護を依頼したということでもあります。医師は、詳細な調査の結果、回生が可能だというふうに断定、翌24年3月から4月まで238本の根接ぎを行ったということでもあります。根接ぎの概要をお聞きいたしますと、中心の巨根、これはほとんど仮死状態で、枯れた状態で、その腐ったところに無数のシロアリが生息しており、それを直ちに駆除しながら近くの山から山桜の若い根を採取して、わずかに活力のある残根、残った根っこに特殊な方法でできるだけ多くの根接ぎを施したというのであります。その結果、薄墨桜は発育、繁茂して、往年の精悍を思わせるほどになったということでもあります。

久保の桜は、大正13年12月4日、天然記念物として山形県として最初の指定を受けたのであります。次いで大正15年に東根の大ケヤキ、昭和2年には鶴岡の熊野神社の大杉が指定され、戦前は県内でこの3点が国の天然記念物だったということでもあります。その中で特に宝永5年に描かれたものだという長井市久保ザクラの古絵図、現在、伊佐沢の鈴木重信さんが所有しておられるということでもあります。これが古絵図がありまして、その中に伊達家が宮城県に移った後、この地方をおさめていた当時の豪族、桑島仲綱という人が奥さんを亡くして、その菩提を弔うために久保というところに祭壇を築いて、そこに植えた桜が久保の桜であると、昭和31年に発行された伊佐沢の郷土史に特に1項目を設けて詳細な歴史的な説明があるということでもあります。また、玉林寺の境内には戒名を掘ったお墓があると郷土史には書かれていると、山形県の植物学の権威である結城嘉美先生が書いておられます。

+

次に、この久保の桜の樹齢であります。伊佐沢在住の山口彦衛先生が、「芳文」第116号で「久保の桜の樹齢」という文章を何回かに分けて載せております。先生は其中で、伝説によって久保の桜の樹齢を考察することは、正確な考察を逸して、誤った樹齢が正しいものであるかのように考えさせるといふふうに断って、最も信頼される公証として、宝永5年4月7日、1708年であります。4月7日に写生された久保ザクラの写生図、先ほど申し上げました作品ですが、これが現存しているわけであり。これによって樹齢を尋ねることが久保ザクラの樹齢を考える最も正確な研究になるのではないかと書いて、もし先ほどの名前の出てきた桑島将綱が久保の桜を植えたものとすれば、それから138年たった宝永5年の久保ザクラの図の樹幹、幹の周囲が6.8メートルになるとは考えられない。

また、坂上田村麻呂の延暦16年から宝永5年の久保の桜の図まで911年で、22尺5寸の樹幹の太さは違っては遠くはない数字であろう。さらに宝永5年から217年後の大正14年の調査報告による幹周り10.6メートルも、樹齢約1200年のものとして理解のできるものと考えられる。さらにまた久保の桜は、坂上田村麻呂以前に既に久保の地に生育したものと考えられ、1200年以上の樹齢の古木であることに異論はないところであろうと、このように山口先生は自信を持って書いておられるのであります。

ところで、先ほど紹介した岐阜県本巣市の薄墨桜は、推定樹齢を1640年として、農学博士で岐阜大学名誉教授のお墨つきを看板にしております。残念ながら、久保の桜の樹齢については大きく意見が分かれていますのであります。先ほど紹介した結城嘉美先生は、樹齢をよく聞かれますが、私はわかりません。杉とかケヤキなどは切った切り口の年輪が参考になりますから、周りをはかっても大体の検討はつきますが、久

保ザクラのような姿では検討のつけようがない。伝説の坂上田村麻呂が植えたなどとなると1100年にもなり、玉林寺からとなると440年ぐらいになる。また、三好博士の鑑定ですと430年ということになります。このように紹介しております。

文化生涯学習課長にお尋ねをいたします。久保の桜にはるばるおいでになった遠来のお客様からは、よく樹齢のことが尋ねられ戸惑いますが、この点についてしっかりした考えを持っていなければ笑われるというふうには私は常々思っているんですが、文化財調査会のご見解はどのようなものか、お尋ねをいたします。

また、長井市文化財調査会のリーダーであった竹田市太郎先生は、久保の桜の保護策についてこのように書き残しておられます。久保の桜は、ここ数年めっきり樹勢が衰え、南に長く伸びた大枝が枯れ、全体として花つきもまばらになった。桜の専門家の診断を受け、病虫害の防除、鳥の花芽食いの防除、根を保護するための木道の設置、土壌改良、発根促進剤の注入、暗渠排水工事等々の桜樹勢回復作業により、開花はかなり昔に戻りつつある。とにかく桜の中では全国的な銘木として五指、5本の指に入るので、できるだけ長生きしてもらいたいと思っている。開花期のライトアップも日数と一日の点灯時間をできるだけ短くするのが賢明であろう。また、観光の名目のもとに樹木をいじめないようにすることが長生きさせることの秘訣である、このように地域情報誌「芳文」に忠告の文章を載せておられたのであります。

最後に、教育長のご意見をお聞きいたします。老体にむち打って懸命に天を仰ごうとする長井市の天然記念物、久保の桜の姿は、市民の心の支えであり、あこがれであり、また誇りでもあります。その久保の桜の保存活動について、最近地元の有志の皆さんによる枝を支える補強や根本を管理する活動など、自分の庭先の樹木の

ように管理に尽くされている姿がうかがえますが、管轄される教育委員会としてどのような方針と計画のもとにその任務に当たられておられるのか、その要点をお聞かせいただいて、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原民夫議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、1番目の地域活性化策として、資源ごみ売却益を市民に還元しながら持ち家住宅のリフォーム資金をサポートする事業の展開についてと、2番の長井市指定文化財保護活用と啓蒙活動についての2点のご質問かと存じます。

まず最初に、1点目の持ち家住宅のリフォーム資金のサポートする事業についてお答え申し上げます。

藤原議員からも詳細がございましたが、南陽市で今年度創設されました元気が出るまちづくり交付金制度は、資源ごみ売却代金の一部を市民に還元する形で、総額500万円が世帯数に応じて配分されているようでございます。これを3年間続けたいということのようでございますが、使い道は環境美化活動あるいは青少年育成など、地域の特色を生かした幅広い用途に利用されるようでございます。

長井市の資源ごみ売却益については、置賜広域行政事務組合の分担金として相殺しております。そして市民負担の軽減に活用しているのが現状でございます。

資源ごみ売却益金については、平成20年度収集委託料との差額が長井市の場合約750万円ありましたが、今年度景気後退の影響から収支で大体マイナス81万8,000円ぐらいになるようでございます。そんなことで、以前、高橋孝夫議員からもこの売却益についていろんな形で市民に還元したらいいんじゃないかというご提案も

いただきましたけども、現在のところこの売却益について来年度以降活用という形はちょっと難しいと思いますので、ことはマイナスでございまして、ですから財源については別のものを確保しなきゃいけないというふうに思います。

ご提案のあった益金をリフォーム資金のサポートにということでございますが、議員が例とされました南陽市の住まいづくり資金サポート事業、これは持ち家住宅建設助成金でございすけども、財源としては昨年度の国の2次補正予算の地域活性化・生活対策臨時交付金を基金としておりまして、21年度予算に当初で1,500万円を計上し、申請が相次いだことから、6月補正で再度、国から措置されました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源といたしまして、1,000万円を増額し、事業に活用したものとお聞きしております。総額で2,500万円ということでございます。対象工事の5%を助成するものであり、増改築やリフォーム、融雪設備を含む外構工事などが対象で、中小零細業者も支援効果が行き渡るように上限を低く設定したことにより、屋根の塗りかえなど小規模工事の申請も相次いでいるということでございます。

不況で冷え込む建設需要を刺激し、市民への住宅建設の支援ということで、市内建設業界の活性化策として大変有効であったということでございますので、設立当初から私たち長井市の方でも非常に注目しておりまして、なかなかおもしろい事業だなというふうに思っていたところでございます。取り組みの検討を今後行いたいというふうに思っておりますが、財源をどうするかということで、昨日も複数の議員からのご質問ございましたように、市の財政状況ではなかなか単費での取り組みについては厳しい状況もあるのではないかなというふうに思っておりまして、できれば新政権での昨年同様のような財源を経済活性化策を計上いただければ、ぜ

+

ひ取り組みたい事業だなというふうに思っております。

なお、参考といたしまして、庄内町、三川町、遊佐町でも建設祝い金とか建設補助金、支援金という形で、ちょっと制度的に少し違いますが、同様の助成制度を行っているようでございます。長井市といたしましては、来年度以降どのような支援措置をするかということで、南陽市以上に私ども長井の地元の建築業者さんの方は、大手のハウスメーカーに押されまして、なかなか新築、全面改築のような受注が受けられない状況にあるというふうに聞いておまして、ほとんどが市外への出稼ぎみたいな形になっているということでございますから、ぜひこの南陽市のような制度を検討しなければならないなと思っておりますし、また例えば宅造事業のような形を進めながら、比較的適正価格で優良な土地を提供し、市民の皆さんのそういった建築の需要を喚起すると。そして、地元業者さんと契約した場合は助成制度を行うといったことなども、こういった内容の制度とあわせて検討したいなというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の長井市指定文化財の保護活用と啓蒙活動についてでございますが、私の方からは、長井市寺泉出身の渋谷嘉蔵氏、これ江戸中期の方でございますけども、偉業をしのびたたえる事業の開催はどうだというご提案をいただきました。

議員からもありましたように、渋谷嘉蔵氏については寺泉生まれで、大工の棟梁となり、米沢の笹野観音堂再建、あるいは米沢市の梓神社、南陽市熊野大社の棟梁を務めていらっしゃるということはご案内のとおりでございますが、渋谷嘉蔵氏にかかわる展示は、平成19年11月に古代の丘資料館の事業として、また本年11月には西根地区文化祭で行っております。また、来年度については古代の丘資料館の事業として展示を予定しておりますが、もう少し業績の内容を

伝えるような事業が必要かどうか、これらの事業主体とも相談しながら検討をする必要があるかというふうにも思います。

あと、最後でございますが、長井市文化財展の開催についてでございますが、これは市の指定文化財の紹介を通して長井市の文化に触れることは、いわゆる長井の心をはぐくむ意味でも重要なことと考えますので、今後の考え方については教育長の方から答弁いたします。私の方からは以上です。よろしく願いいたします。

○町田義昭議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 藤原議員のご質問、3点についてお答えをします。

1点目の渋谷嘉蔵氏の偉業をしのびたたえる事業の開催についてということでございますが、ただいま藤原議員からもありましたように、平成21年の7月に笹野観音堂創建1200年祭事業で開基板図、絵図、尺杖等が展示されました。それを機に調査を行ったところ、米沢市の梓神社や南陽市熊野大社の棟札に渋谷嘉蔵氏の名前があり、建てかえ工事の棟梁を務めていたことか判明しました。先ほども市長の方からもありましたけども、渋谷嘉蔵氏に係る展示は平成19年11月に板図の重要性から、古代の丘資料館で板図、絵図、尺杖等の展示を行っております。また、本年11月の西根地区文化祭では、渋谷嘉蔵氏の業績を伝える展示をされました。

今後の予定としては、平成22年度の古代の丘資料館展覧事業として「棟梁、渋谷嘉蔵、米沢藩の社寺建築を手がけた男」と題した展示を計画しており、板図、絵図、尺杖、棟札等を展示する予定であります。先ほども藤原議員の方からもありましたけども、長井市には詳しい担当者もおりますので、講話なども予定をしたいというふうに検討をしているところで。

2点目の市文化財調査会や各地区文化財保護団体との共催に基づく長井市文化財展の開催についてということですが、市指定文化財の紹介

を通して長井市の文化に触れることは、長井の心をはぐくむ上でも重要なことと考えています。これも先ほどありましたけども、平成20年9月に長井文化財保護協会20周年の記念事業と共催で、文教の杜・小桜館を会場に、長井の文化財展を開催して、あわせてシンポジウムも行ってあります。

担当の話では、展示場所の問題とか展示物の安全管理の問題、また展示物の数の問題もあり、毎年開催するのは難しいというような現実的な問題もありますけども、今後とも文化財保護団体などと協議しながら、文化財展のような催しを検討したいというふうに思っているところです。

3点目の樹勢回復のための方策ということでございますけども、これまでも久保ザクラに関しては土壌の改良とか、または毛根の保護のための木道の設置とか、またはピートモスによる樹勢回復等を行ってきています。現在も地元伊佐沢では桜会の皆さんには非常に安いといえは安い20万円という委託料の中でボランティア精神で保護保存活動に頑張らせていただいているところですが、今後も教育委員会の担当者、また地元桜会、商工観光課と連携・協議をしながら、保護保存に努めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○町田義昭議長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 藤原議員のご質問にお答えを申し上げます。

第1点目でございますが、文化財の追加などがあったかということでございますが、58年以降といいますか、ここ数年の中でございますが、平成20年の7月7日の文化財調査会に笹野観音堂板図についての説明を行いまして、本年3月3日開催の文化財調査会にこの板図の文化財指定について諮問を行ったところです。

文化財調査会からは、以下のような答申がありまして指定いたしました。昭和48年5月22日

指定の有形文化財、典籍の部、笹野観音堂絵図図面一軸との関連性が強い文化財であり、一括資料の一部として指定・保護に当たるべきである。

また、前述の既指定文化財の文化財分類が典籍の部となっているが、今回新たに一括資料として包括的な指定とするに当たり、部門分類に新たに歴史資料の部を加え、この部門分類を適用すべきものと判断するので、このことについても意見として付するものであるというような答申をいただきまして、本年3月に板図と図面を含めて歴史資料の部として文化財として指定したものでございます。

次に、文化財の中で西根の資料が指定されていないのではないかというようなご質問がございました。長井市の指定の史跡につきましては、長者屋敷などの史跡を14指定しておりますし、そのほか天然記念物、建造物、絵画、彫刻、書籍、典籍などとか、古文書などの指定をしております。また、その中の考古資料として縄文中期土器、蔵京遺跡出土の土器なども含めまして指定をしているところでございます。歴史資料については、先ほど申し上げました笹野観音堂図面と板図を含めて指定しております。そのほか、無形の指定文化財が6つございまして、合計85を指定しているところでございます。

指定無形文化財への対応というようなことでございますが、議員からもございましたとおり大変この文化財といいますか、獅子踊りなどについては後継者不足に悩んでおられるというようなことで、五十川の獅子踊りについては先ほど議員おっしゃったようなことだということについては、私どもも承知しているところでございます。また、河井の獅子踊りなどについても、大変後継者が不足しているというようなことで厳しい状況であるということは、地元との話し合いなども私どもも持っておりますので、そういった中で把握はしているところでござい

+

す。あと、平山獅子踊りにつきましては、小学校でも一生懸命頑張っておられますし、一般の方についても頑張っておられるというふうに承知しているところでございます。

なお、今後ともそういった無形文化財の団体との連絡は緊密にとりながら、後継が絶えるというようなことのないようにだけ、いろんな可能な配慮はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて、樹木医による回生保護策、根尾谷の例をご紹介いただきましたが、大変ありがとうございます。久保の桜につきましては、皆さんご存じのとおり、平成18年度から横浜市の樹木医、池本先生を中心とした樹木医の皆さん、あと県内在住の大津先生のご指導を受けながら樹勢回復作業を行ってきたところでございます。平成18年につきましては、伊佐沢の桜会の皆さん、伊佐沢小学校の皆さんの協力をいただいて腐朽箇所を除去、あと防腐剤の塗布、塗ったわけですね、あと不定根発生を進めるための作業、空洞化した部分にピートモスと木炭をまぜ合わせたものを詰め込むというような作業を行ったところ。19年につきましては、不定根の発生、誘導を行うため、前年同様の措置を行ったとともに、堅穴式の施肥も行いました。平成20年については、根の発生状況の確認と縦穴の施肥など、本年についても根域底、根の張り出しの地域の調査や落ち葉によるマルチング、枯れ枝の除去などを行っているところでございます。なお、不定根発生の治療をしたところからは、今年ひげ根が出ていることを確認いたしました。その措置を今後どのようにしていくかということについては、また樹木医の先生のご意見をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えているところです。

続いてですが、樹齢というお話でございます。樹齢につきましては、ご存じのように年輪を調べるのが最も決定的なことで、これ

が一番確実だというふうに言われておりますが、対象の木が天然物だったり病気であったりする場合は、年輪を調べるというのは非常に困難でありますので、林野庁では成長錘と呼ばれる細い、「成長」は人間が成長するの成長で、「錘」はかねへんに垂れると書く、垂直の垂と書くんですが、いわゆる細い円筒状のドリルを突き刺して、その標本を取り出して数えるという方法もあるようですが、これ以外に樹高、幹の直径、根回りなどから推定したり、対象木の記載のある文献記録を調査する方法もあるというふうに言われております。

桜の場合は、樹齢が高くなりますと幹の空洞化が進みまして、年輪による樹齢の確認が難しくなると言われておられて、久保ザクラもご存じのとおり空洞化が進んでおりますので、幹の周径や根回り、文献記録から調査をするという方法になると考えられます。

久保の桜の樹齢につきましては、先ほど議員からもありました山口彦衛先生の考察などもございます。また、正確な年限はちょっと調査できなかったわけですが、平成元年ごろだと思われませんが、県の林業試験場の方に久保の桜の幹の枯れた部分を削っていただいて、その年輪を確認して、その部分の厚さと年輪の数を踏まえて幹の大きさから推定すると樹齢が約1200年と推測されるというお話があったということも当時の担当から聞いたところでございます。

いずれにしましても、久保の桜の樹齢に関しては幾つかの説があるということは承知しております。ただ、なかなか科学的には難しい部分もございますので、伝説や文献から推測する方法しかないものというふうに考えているところでございます。

なお、久保の桜の説明資料といたしまして文化庁に提出したものでは、樹齢を1200年とさせていただいているところでございます。以上で

ございます。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 いろいろ詳しいご答弁ありがとうございました。また、私の調査不足でさまざま提案した中に既に実行に移されて各分野で頑張っておられるというふうなこともお聞きして、ぜひ今の厳しい中、進めていただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、最後ですが、最後にこの樹齢の問題でちょっとわからなかったものですから、もう一回お聞きいたしますが、天然記念物久保の桜の樹齢について、最近根本をはかってといいますか、どういう方法かちょっと今の説明ではよく詳しくわからなかったんですが、1200年というふうな数字が出ているということでありまして、もう少し今のところの調査、1200年を割り出した根拠について、もう一回文化生涯学習課長、お聞きしたいと思います。

○町田義昭議長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 当時のきちんとした報告書等が探すことができませんでしたので、当時の担当をされた方から聞き取りをしたという段階ですので、もう少しその中身については調査してみたいというふうに考えております。

ただ、その調査の方法というのは、幹の枯れた部分を少し削り出して年齢を見られる、数えることができるような状態にして、その厚さあるわけですね、にある年輪の数から想定して、このぐらい久保の桜の幹の直径があるから割り返すとこのぐらいになるというふうな中で、約1200年という数字が出たというふうなことでございまして。県の林業試験場の方だったということですが、名前まではちょっと調査できませんでしたので、改めて詳しいものを調査してみたいというふうに考えております。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 大事な今の説明だったと思うんですが、観光客に伝説に基づいて1200

年の話をいたしますと大体笑う人がほとんどなんです。1200年というのはあり得ないということで笑うのかどうかはわかりませんが、しかしやはり長井市を代表する観光客でありまして、また教育面からいっても非常に大事な資料でもありますので、ひとつその辺についてはしっかりした説明が必要でないかと、そんな何百何十何年がというふうなところではなくても、おおよそ何百年というふうなことで学校の生徒にもきちっとしたことを教える必要があるというふうに思うんですね。

それで、それを年数がある程度割り出すには、資料があると。伊佐沢地区には先ほど申し上げました江戸中期に書いた図面があるんですね、写生した図面が、恐らく市の文化財に指定されておるわけですが、この図面が江戸中期であると、書いた年齢も、樹齢もある程度推定することができると、この絵を見ればね。しかし、江戸中期ですから何百年と、こうなってますから、それとろんな話とか今残っている資料をもう少し綿密に調査し、年輪といいますか、年輪は無理ですからね、あそこは中が空洞になって全然話になりませんから、ですからそういう点についてやはり文化財の長井市の権威であるわけですが、文化財調査会の皆さんにしっかり調査をしていただいて、ある程度答申の出たところで市民の皆さんに市報を通じてでも報告していただければありがたいというふうに思うわけですが、その点について最後にどうでしょうか。

○町田義昭議長 時間でありますけども、最後の答弁としていただきたいと思います。

那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えいたします。

私どもの方でも樹齢に関して、いろんな文献の調査なり科学的な調査が可能かどうかについて、再度検討してみたいと。文化財調査会の皆様のご意見などもいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

+